

報道関係者 各位

令和2年2月21日

【照会先】

人材開発統括官付

技能実習業務指導室

室長 平川 雅浩

室長補佐 戸原 智晶

(代表電話)03(5253)1111(内線 5949)

(直通電話)03(3595)3395

監理団体の許可及び技能実習計画の認定の取消しを行いました

法務省と厚生労働省は、令和2年2月21日付で、えひめEX協同組合、ココロユニオン協同組合に対し、監理団体の許可の取消しを通知しました。

また、出入国在留管理庁と厚生労働省は、同日付で、愛媛電機有限会社、株式会社オルバス、有限会社キットウココ、有限会社ひめ企画、星加タオル株式会社、株式会社ユウキに対し、技能実習計画の認定の取消しを通知しました。詳細は、下記のとおりです。

記

<監理団体の許可の取消しの内容（詳細は別紙1から別紙2）>

- 1 監理団体の許可の取消しを行った監理団体
 - (1) えひめEX協同組合（代表理事 伊藤 彰）
 - (2) ココロユニオン協同組合（理事長 伊藤 修郎）

2 処分等内容

[1(1)、(2)に対する処分等内容]

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）第37条第1項第1号の規定に基づき、令和2年2月21日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

<技能実習計画の認定の取消しの内容（詳細は別紙3から別紙8）>

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 愛媛電機有限会社（代表取締役 弓削 三郎）
 - (2) 株式会社オルバス（代表取締役 弓削 三郎）
 - (3) 有限会社キットウココ（取締役 伊藤 修郎）
 - (4) 有限会社ひめ企画（代表取締役 弓削 三郎）
 - (5) 星加タオル株式会社（代表取締役 星加 浩志）
 - (6) 株式会社ユウキ（代表取締役 別府 由規）

2 処分等内容

[1 (1)、(2)、(6) に対する処分等内容]

技能実習法第16条第1項第1号、第3号及び第7号の規定に基づき、令和2年2月21日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[1 (3) に対する処分等内容]

技能実習法第16条第1項第1号及び第7号の規定に基づき、令和2年2月21日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[1 (4)、(5) に対する処分等内容]

技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和2年2月21日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 別紙1 監理団体の許可の取消しの内容 (えひめE X協同組合)
- 別紙2 監理団体の許可の取消しの内容 (ココロユニオン協同組合)
- 別紙3 技能実習計画の認定の取消しの内容 (愛媛電機有限会社)
- 別紙4 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社オルバス)
- 別紙5 技能実習計画の認定の取消しの内容 (有限会社キットウココ)
- 別紙6 技能実習計画の認定の取消しの内容 (有限会社ひめ企画)
- 別紙7 技能実習計画の認定の取消しの内容 (星加タオル株式会社)
- 別紙8 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社ユウキ)
- 別紙9 参照条文